

社会福祉法人福寿園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、愛と感謝と奉仕の経営理念の基に、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人福寿園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県田原市六連町神ノ釜9番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を

除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係が

ある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされ

なかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第26条 この法人に任意機関として顧問を若干名置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事会から諮問された事項について意見を述べる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 預金 2,000,000 円

(2) 家屋

(イ) 愛知県田原市六連町神ノ釜 9 番地 3、4 番地 65、4 番地 79、9 番地 20、9 番地 21、9 番地 23、9 番地 24、9 番地 27、9 番地 36、9 番地 37、263 番地 3、265 番地 3、266 番地 6 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造スレート葺陸屋根 2 階建、養護盲老人ホーム福寿園居室棟及び管理棟 1 棟 (2,550.30 平方メートル)

(ロ) 愛知県田原市六連町神ノ釜 9 番地 3、4 番地 65、4 番地 79、9 番地 20、9 番地 21、9 番地 23、9 番地 24、9 番地 27、9 番地 36、9 番地 37、263 番地 3、265 番地 3、266 番地 6 所在の木造鋼板葺 2 階建、寄宿舍 1 棟(249.73 平方メートル)

(ハ) 愛知県田原市六連町神ノ釜 9 番地 3、4 番地 65、4 番地 79、9 番地 20、9 番地 21、9 番地 23、9 番地 24、9 番地 27、9 番地 36、9 番地 37、263 番地 3、265 番地 3、266 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建、特別養護老人ホーム田原福寿園本館居室棟及び管理棟 1 棟 (3,748.73 平方メートル)

(ニ) 愛知県田原市六連町神ノ釜 4 番地 34、4 番地 28、4 番地 55、4 番地 62、4 番地 70、265 番地 3、265 番地 4、265 番地 5、266 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、特別養護老人ホーム田原福寿園新館居室棟及び管理棟 1 棟 (5,085.53 平方メートル)

(ホ) 愛知県豊田市高町東山 7 番地 46 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、特別養護老人ホーム豊田福寿園居室棟及び管理棟 1 棟 (4,114.06 平方メートル)

(ヘ) 愛知県豊田市高町東山 7 番地 46 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、特別養護老人ホーム豊田福寿園機械室 1 棟 (63.00 平方メートル)

(ト) 愛知県豊田市高町東山 7 番地 46 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、特別養護老人ホーム豊田福寿園車庫 1 棟 (56.61 平方メートル)

(チ) 愛知県田原市南神戸町東浜辺 77 番地 1、77 番地 4、114 番地 1、114 番地 2、125 番地 1、127 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建、軽費老人ホームケアハウスパシフィック居室棟及び管理棟 1 棟 (4,705.20 平方メートル)

(リ) 愛知県田原市南神戸町東浜辺 77 番地 1、77 番地 4、114 番地 1、114 番地 2、125 番地 1、127 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、軽費老人ホームケアハウスパシフィック休憩所 1 棟 (23.04 平方メートル)

(ヌ) 愛知県豊田市永覚新町五丁目 194 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦・ルーフィング葺地下 1 階付 3 階建、特別養護老人ホームみなみ福寿園居室棟及び管理棟 1 (6,780.43 平方メートル)

(ル) 愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守 36 番地 1、35 番地 1、35 番地 2、37 番地、38 番地 1、38 番地 2、38 番地 6、39 番地 5、39 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺 3 階建、特別養護老人ホーム武豊福寿園居室棟及び管理棟 1 棟(5,376.25 平方メートル)

(ヲ) 愛知県知多郡武豊町大字東大高字鎮守 36 番地 1、35 番地 1、35 番地 2、37 番地、38 番地 1、38 番地 2、38 番地 6、39 番地 5、39 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 6 階建、軽費老人ホームケアハウス武豊居室棟及び管理棟 1 棟 (2,684.05 平方

メートル)

(ワ) 愛知県豊田市永覚新町五丁目 194 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺 7 階建、軽費老人ホームケアハウスみなみ居室棟及び管理棟 1 棟 (2,764.88 平方メートル)

(カ) 愛知県田原市小中山町一膳松 1 番地 93 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 2 階建、特別養護老人ホーム渥美福寿園居室棟及び管理棟 1 棟 (5,161.62 平方メートル)

(ヨ) 愛知県田原市小中山町一膳松 1 番地 93 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、特別養護老人ホーム渥美福寿園機械室・調理場 1 棟 (230.04 平方メートル)

(タ) 愛知県田原市小中山町一膳松 1 番地 93 所在のコンクリートブロック造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺平家建、特別養護老人ホーム渥美福寿園倉庫 1 棟 (36.87 平方メートル)

(レ) 愛知県半田市亀崎大洞町三丁目 85 番地、61 番地、62 番地、63 番地、64 番地、76 番地、77 番地、80 番地、81 番地、82 番地、83 番地 1、84 番地 1、119 番地所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺 1 0 階建、軽費老人ホームケアハウスきぬうら居室棟及び管理棟 1 棟 (6,083.44 平方メートル)

(ソ) 愛知県豊田市竹町光和 7 番地、8 番地、9 番地 1、89 番地、90 番地 2、愛知県豊田市本町本竜 47 番地、48 番地、49 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板葺 3 階建、特別養護老人ホームひまわりの街居室棟及び管理棟 1 棟 (8,277.49 平方メートル)

(ツ) 愛知県東海市中ノ池三丁目 1 番地 9 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建、特別養護老人ホーム東海福寿園及び養護老人ホーム東海福寿園居室棟及び管理棟 1 棟 (8,831.75 平方メートル)

(ネ) 愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木 475 番地、477 番地、478 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、特別養護老人ホームくすのきの里居室棟及び管理棟 1 棟 (7,875.61 平方メートル)

(ナ) 愛知県豊橋市牛川町字南台 1 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建、就労継続支援センター及び介護保険事業所 1 棟 (1,241.17 平方メートル)

(ラ) 愛知県田原市保美町平城 6 番地 1、1 番地 7、5 番地 1、7 番地 2、12 番地、13 番地、19 番地、20 番地 1、54 番地、56 番地 1、99 番地、154 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、特別養護老人ホーム花の里及びグループホーム花の里居室棟及び管理棟 1 棟 (3,786.08 平方メートル)

(ム) 愛知県豊田市栄生町五丁目 21 番地、15 番地 1、16 番地 2、19 番地、20 番地、22 番地 1、23 番地 3、25 番地 1、83 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根 2 階建、特別養護老人ホームひまわり邸居室棟及び管理棟 1 棟 (3,224.68 平方メートル)

(ウ) 愛知県豊田市栄生町五丁目 17 番地 2、18 番地 2 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、グループホームひまわり邸居室棟及び管理棟 1 棟 (651.17 平方メートル)

(キ) 愛知県田原市吉胡町蔵王 97 番地 63、97 番地 64、97 番地 77 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、特別養護老人ホーム田原ゆの里及びグループホーム田原ゆの里居室棟及び管理棟 1 棟 (3,908.27 平方メートル)

(ク) 愛知県豊橋市牛川町字ギロウ 37 番地 3、37 番地 8 所在の鉄骨造かわらぶき 2 階建、グループホーム昭和の里居室棟及び管理棟 2 棟 (521.06 平方メートル)

(コ) 愛知県田原市保美町平城 97 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、就労継続支援センターあい福の里研修所 1 棟 (414.90 平方メートル)

(カ) 愛知県知多市大興寺字落田 12 番地 1、20 番地、21 番地、23 番地 1、173 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、特別養護老人ホームちた福寿園居室棟及び管理棟 1 棟 (3,846.14 平方メートル)

(キ) 愛知県知多市大興寺字落田 13 番地 1、11 番地 1、173 番地 5 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、グループホームちた福寿の里居室棟及び管理棟 1 棟 (622.43 平方メートル)

(3) 土地

(イ) 愛知県田原市南神戸町東浜辺 77 番 1 (宅地 5,628.82 平方メートル)、77 番 3 (山林 52 平方メートル)、77 番 4 (山林 3,113 平方メートル)、114 番 1 (山林 47 平方メートル)、114 番 2 (宅地 28.31 平方メートル)、125 番 1 (山林 209 平方メートル)、125 番 5 (宅地 17.06 平方メートル)、125 番 6 (宅地 37.80 平方メートル)、126 番 (山林 161 平方メートル)、127 番 1 (宅地 1,216.40 平方メートル)、127 番 2 (山林 30 平方メートル)、128 番 (保安林 300 平方メートル)、愛知県田原市南神戸町東屋敷 6 番 1 (保安林 146 平方メートル)、6 番 2 (雑種地 101 平方メートル)、6 番 4 (宅地 3.97 平方メートル)、8 番 1 (山林 103 平方メートル)、8 番 2 (宅地 205.14 平方メートル)、9 番 (宅地 281.40 平方メートル) 所在の軽費老人ホームケアハウスパシフィック敷地 (合計 11,680.90 平方メートル)

(ロ) 愛知県田原市南神戸町南前 32 番所在の軽費老人ホームケアハウスパシフィック敷地 (畑 759 平方メートル)

(ハ) 豊田市永覚新町五丁目 194 番所在の特別養護老人ホームみなみ福寿園及び軽費老人ホームケアハウスみなみ敷地 (宅地 9,500.00 平方メートル)

(ニ) 愛知県田原市六連町神ノ釜 9 番 3 (宅地 6,036.60 平方メートル)、3 番 1 (雑種地 1,155 平方メートル)、3 番 2 (山林 656 平方メートル)、3 番 16 (山林 101 平方メートル)、3 番 18 (雑種地 344 平方メートル)、3 番 19 (雑種地 35 平方メートル)、3 番 20 (山林 341 平方メートル)、3 番 21 (山林 50 平方メートル)、3 番 22 (山林 7.80 平方メートル)、3 番 23 (山林 2.71 平方メートル)、4 番 28 (宅地 2,908.00 平方メートル)、4 番 29 (宅地 664.00 平方メートル)、4 番 34 (宅地 2,788.40 平方メートル)、4 番 50 (宅地 423.00 平方メートル)、4 番 55 (宅地 105.00 平方メートル)、4 番 62 (宅地 62.00 平方メートル)、4 番 65 (宅地 1,161.87 平方メートル)、4 番 70 (宅地 1,392.90 平方メートル)、4 番 73 (宅地 903.71 平方メートル)、4 番 75 (雑種地 308 平方メートル)、4 番 77 (雑種地 1,447 平方メートル)、4 番 79 (宅地 706.24 平方メートル)、

9番4(山林548平方メートル)、9番20(宅地1,817.33平方メートル)、9番21(宅地16.00平方メートル)、9番22(宅地241.00平方メートル)、9番23(宅地23.00平方メートル)、9番24(宅地33.00平方メートル)、9番26(宅地11.94平方メートル)、9番27(宅地9.91平方メートル)、9番35(山林241平方メートル)、9番36(宅地321.80平方メートル)、9番37(宅地377.58平方メートル)、9番38(山林811平方メートル)、9番39(山林31平方メートル)、9番40(山林107平方メートル)、9番41(宅地26.65平方メートル)、9番42(宅地78.54平方メートル)、9番43(宅地25.66平方メートル)、9番44(宅地5.68平方メートル)、9番47(宅地19.69平方メートル)、9番49(宅地9.16平方メートル)、9番51(宅地73.44平方メートル)、9番52(宅地15.52平方メートル)、9番53(宅地114.24平方メートル)、9番54(宅地20.15平方メートル)、9番55(山林539平方メートル)、261番(雑種地690平方メートル)、262番2(雑種地17平方メートル)、263番2(宅地6.45平方メートル)、263番3(宅地112.34平方メートル)、263番4(宅地31.89平方メートル)、263番5(宅地2.97平方メートル)、263番6(雑種地63平方メートル)、263番7(雑種地116平方メートル)、263番9(雑種地0.41平方メートル)、264番1(雑種地895平方メートル)、264番2(雑種地172平方メートル)、264番3(雑種地258平方メートル)、264番4(雑種地19平方メートル)、264番6(雑種地89平方メートル)、265番3(宅地1,635.97平方メートル)、265番4(宅地105.82平方メートル)、266番2(宅地11.47平方メートル)、266番4(宅地35.27平方メートル)、266番6(宅地90.82平方メートル)、266番7(宅地10.70平方メートル)、266番8(宅地0.98平方メートル)、266番9(雑種地3.29平方メートル)、266番10(雑種地20平方メートル)、274番(宅地354.27平方メートル)所在の養護盲老人ホーム福寿園及び特別養護老人ホーム田原福寿園敷地(合計31,858.17平方メートル)

(ホ) 愛知県豊田市竹町光和7番(宅地3,006.00平方メートル)、8番(宅地2,026.00平方メートル)、9番1(宅地3,221.54平方メートル)、89番(宅地167.00平方メートル)、90番2(宅地674.41平方メートル)、愛知県豊田市本町本竜47番(宅地506.00平方メートル)、48番(宅地2,618.00平方メートル)、49番1(宅地1,722.52平方メートル)、73番3(宅地0.93平方メートル)所在の特別養護老人ホームひまわりの街敷地(合計13,942.40平方メートル)

(ヘ) 愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木443番(山林830平方メートル)、444番(山林632平方メートル)、449番(雑種地2,267平方メートル)、475番(宅地5,276.00平方メートル)、477番(宅地2,780.00平方メートル)、478番(宅地1,285.00平方メートル)所在の特別養護老人ホームくすのきの里敷地(合計13,070.00平方メートル)

(ト) 愛知県豊橋市牛川町字南台1番1(宅地1,685.89平方メートル)、1番3(宅地169.59平方メートル)、21番4(宅地47.76平方メートル)、愛知県豊橋市牛川町字道上51番3(宅地254.66平方メートル)、51番4(宅地157.66平方メートル)、51番5(宅地11.74平方メートル)所在の就労継続支援センター及び介護保険事業所敷地(合計2,327.30平方メートル)

(チ) 愛知県田原市保美町平城 1 番 7 (宅地 290.04 平方メートル)、1 番 8 (宅地 538.78 平方メートル)、1 番 30 (宅地 6.58 平方メートル)、1 番 38 (宅地 10.07 平方メートル)、2 番 9 (宅地 113.58 平方メートル)、4 番 2 (宅地 29.00 平方メートル)、5 番 1 (宅地 108.29 平方メートル)、6 番 1 (宅地 2,496.09 平方メートル)、7 番 2 (宅地 2,122.81 平方メートル)、12 番 (宅地 256.36 平方メートル)、13 番 (宅地 209.88 平方メートル)、19 番 (宅地 549.48 平方メートル)、20 番 1 (宅地 548.03 平方メートル)、23 番 1 (宅地 6.61 平方メートル)、53 番 3 (宅地 145.00 平方メートル)、54 番 (宅地 463.30 平方メートル)、56 番 1 (宅地 850.97 平方メートル)、99 番 (宅地 57.09 平方メートル)、154 番 (宅地 150.33 平方メートル) 所在の特別養護老人ホーム花の里及びグループホーム花の里敷地 (合計 8,952.29 平方メートル)

(リ) 愛知県豊田市栄生町五丁目 4 番 3 (宅地 257.07 平方メートル)、15 番 1 (宅地 125.32 平方メートル)、16 番 2 (宅地 376.31 平方メートル)、17 番 2 (宅地 706.40 平方メートル)、18 番 2 (宅地 746.58 平方メートル)、19 番 (宅地 934.31 平方メートル)、20 番 (宅地 999.19 平方メートル)、21 番 (宅地 1,019.76 平方メートル)、22 番 1 (宅地 368.95 平方メートル)、23 番 1 (宅地 620.70 平方メートル)、23 番 3 (宅地 550.48 平方メートル)、25 番 1 (宅地 181.42 平方メートル)、83 番 3 (宅地 76.68 平方メートル) 所在の特別養護老人ホームひまわり邸及びグループホームひまわり邸敷地 (合計 6,963.17 平方メートル)

(ヌ) 愛知県田原市吉胡町蔵王 97 番 63 (宅地 1,578.86 平方メートル)、97 番 64 (宅地 1,875.38 平方メートル)、97 番 75 (宅地 653.89 平方メートル)、97 番 77 (山林 4,729 平方メートル)、97 番 78 (山林 1,110 平方メートル) 所在の特別養護老人ホーム田原ゆの里及びグループホーム田原ゆの里敷地 (合計 9,947.13 平方メートル)

(ル) 愛知県豊橋市牛川町字ギロウ 37 番 3 (宅地 244.42 平方メートル)、37 番 8 (宅地 266.72 平方メートル)、37 番 9 (宅地 16.05 平方メートル)、37 番 10 (宅地 10.94 平方メートル) 所在のグループホーム昭和の里敷地 (合計 538.13 平方メートル)

(ヲ) 愛知県田原市保美町平城 97 番 1 所在の就労継続支援センターあい福の里敷地 (宅地 744.87 平方メートル)

(ワ) 愛知県知多市大興寺字落田 4 番 (宅地 142.14 平方メートル)、5 番 (宅地 59.50 平方メートル)、6 番 3 (宅地 66.20 平方メートル)、11 番 1 (宅地 598.03 平方メートル)、11 番 3 (宅地 320.97 平方メートル)、12 番 1 (宅地 1,192.83 平方メートル)、12 番 2 (宅地 162.32 平方メートル)、13 番 1 (宅地 1,148.36 平方メートル)、13 番 4 (宅地 597.64 平方メートル)、14 番 1 (宅地 205.64 平方メートル)、14 番 2 (宅地 105.10 平方メートル)、16 番 1 (宅地 37.03 平方メートル)、17 番 (宅地 274.38 平方メートル)、18 番 1 (宅地 85.77 平方メートル)、19 番 1 (宅地 1,112.94 平方メートル)、20 番 (宅地 895.86 平方メートル)、21 番 (宅地 704.13 平方メートル)、23 番 1 (宅地 819.83 平方メートル)、25 番 1 (宅地 499.50 平方メートル)、25 番 9 (宅地 305.60 平方メートル)、25 番 10 (宅地 70.46 平方メートル)、65 番 2 (宅地 21.32 平方メートル)、173 番 1 (宅地 168.06 平方メートル)、173 番 4 (宅地 4.32 平方メートル)、173

番 5 (宅地 59.63 平方メートル) 所在の特別養護老人ホームちた福寿園及びグループホームちた福寿の里敷地 (合計 9,657.56 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 43 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 (現在数) の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 特定施設入居者生活介護事業
- (4) 地域包括支援センターの経営

- (5) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (6) 介護員養成研修事業
- (7) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第46条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛知県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人福寿園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山田 善治
理事	久田 東一
〃	古橋 一雄
〃	原野 開方
〃	小笠原 呂一
〃	牧野 健一
〃	原野 都安
〃	鈴木 喜玄
〃	鈴木 仙吾
〃	山内 豊
〃	太田 信勝
〃	河合 登
〃	山田 都企
監事	山田 吉男
〃	福井 武雄

附則

- この定款は、平成29年4月1日から施行する。
この定款は、平成30年3月19日から施行する。